

平成29年度 文教委員会資料

【所管事務の調査(報告)】

かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン(素案)の策定について

資料1 「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンの検討状況」に関する
意見募集の実施結果について

資料2 かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン(素案)概要

資料3 かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン(素案)

資料4 「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン素案」に関する意見募集

市 民 文 化 局

(平成30年1月25日)

「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンの検討状況」に関する 意見募集の実施結果について

1 概要

かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンは、第1期推進ビジョンの取組を踏まえつつ、オリンピック・パラリンピックの持つ価値を最大限に活用することを前提に、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて、何のためにパラムーブメントを推進するのかという「目指すもの」と、その実現に向けた基本的な考え方としての「理念」、さらに未来へと遺していく「レガシー」を明確にして市民と共有し、そのための取組を計画的に進めていくために策定します。その策定にあたり、現在の検討状況を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、2通3件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方、及び御意見を踏まえて作成した『かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン素案』を併せて公表します。

2 意見募集の概要

- ・意見の募集期間 平成29年12月1日（金）から平成30年1月5日（金）まで
- ・意見の提出方法 FAX、郵送、持参 インターネット（フォームメール）
- ・募集の周知方法 市政だより、市ホームページ、かわさき情報プラザ
各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、市民館・図書館
市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		2通（3件）
内訳	インターネット・電子メール	0通（0件）
	FAX	1通（1件）
	郵送	0通（0件）
	持参	1通（2件）

4 パブリックコメント意見の内容と対応

「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンの検討状況」の内容に対する御意見として、かわさきパラムーブメントが目指すものに関する意見や障害者スポーツを通じた心のバリアフリーに関する意見のほか、オリンピック憲章やオリンピズムなど今後の施策・事業の推進にあたり参考としていく御意見等が寄せられました。

このたび、御意見等を踏まえて、「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン素案」を策定しました。素案について、再度パブリックコメントを実施し、御意見を募集した上で3月に「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン」を公表します。

【意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 第2期推進ビジョン全般に関すること		1				1
(2) レガシーに関すること		1				1
(3) その他			1			1
合 計		2	1			3

(1) 第2期推進ビジョン全般に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	かわさきパラムーブメントが目指している「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」に賛同する。同じ方向性で取組を実施しているの、実現に向けて支援していきたい。	かわさきパラムーブメントの目指すべきものと理念を市民や関係団体等へ広く浸透させることにより、市内により大きなうねりを起こすことが可能であると考えております。多くの市民や関係団体が同じ方向性で、パラムーブメントに資する取組が多数行われるように推進してまいります。	B

(2) レガシーに関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
2	障害者スポーツを通じて、社会の中にあるバリアを減らす、心のバリアフリーにつなげることに賛同する。川崎市と連携をして、障害者スポーツ体験イベントを開催し、体験を通じて広く市民が認知・理解することで、心のバリアフリーを推進することができる。	「障害などの有無にかかわらず誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」を実現させるために、障害者スポーツ体験イベントの実施や小学生を対象として障害者スポーツ体験を行う「やってみるキャラバン」などを通じて、障害に対する理解が浸透するように取組んでおります。より多数の市民の方に浸透させ、心のバリアフリーが実現するために、市民や関係団体と連携をして、こうした取組を広く推進してまいります。	B

(3) その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	オリンピック憲章の本質やオリンピズムの根本原則を遵守した上で、明確な基盤とし、周知すること。	かわさきパラムーブメントは東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機とした取組になりますので、オリンピック憲章やオリンピズムの本質を遵守した上で策定し、市民や関係団体に広く周知してまいります。 また、教育を通じた取組として市内中学校を対象としてオリンピックを講師として招いて、オリンピックの価値やオリンピズムを学ぶ「JOCオリンピック教室」を実施しております。	C

I 策定の目的

- 2020年、東京で56年ぶりにオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。
- 本市は競技が行われるいわゆる「準開催都市」ではないものの、立地の良さから、大会が近づくにつれ人々の関心や機運が徐々に高まることや、大会期間中には多くの市民の方が実際に競技会場に足を運んだり、ボランティアに携わったりするほか、国内外の多くの人々が本市を訪れることも予想されます。
- また、大会後においてもオリンピック・パラリンピックレガシーとして、本市を含む社会全体に対して様々な良い影響を遺していくことも予想される。
- かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンは、第1期推進ビジョンの取組を踏まえつつ、このようなオリンピック・パラリンピックの持つ価値を最大限に活用することを前提に、「**成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき**」の実現に向けて、何のためにパラムーブメントを推進するのかという「目指すもの」と、その実現に向けた基本的な考え方としての「理念」、さらに未来へと遺していく「レガシー」を明確にして市民と共有し、そのための取組を計画的に進めていくために策定します。

II 第1期推進ビジョンの総括

①行政計画としての課題

【目指すものと理念】

- 「目指すもの＝理念」となっているので、第2期推進ビジョンでは、パラムーブメントによって何を目指し(ビジョン)、どのような理念のもとに取り組むのか等の点について明確化する必要があります。

【オリンピック・パラリンピック競技大会との関係】

- 策定の目的に「東京2020オリンピック・パラリンピックを契機」と明記しながら、取組期間では「第1期：開催につなげる取組期間」「第2期：大会を成功させる取組期間」とあるように大会自体が強く意識されていることから、ビジョンに基づく取組と大会との関係を整理する必要があります。

【パラムーブメント・レガシー】

- 第1期推進ビジョンでは「遺産」としてはいますが、「目指すもの」と「理念」の関係を整理することを踏まえ、改めて基本的な考え方を示す必要があります。
- 第1期推進ビジョンで掲げている理念等とレガシーとの関係が不明確であることから、新たに明確化する「**目指すもの**」と「**理念**」との関係を整理するとともに、それらを踏まえたうえで、統廃合を含めて改めてレガシーを見直す必要があります。
- レガシーとして形成されたことを分かりやすくするため、何(誰)がどのような状態になったらレガシーが形成されたのかを明確にする必要があります。

②第1期推進ビジョンに基づく取組

【かわさきパラムーブメント推進フォーラム】

- 市民、団体、企業、行政等がパラムーブメントの理念を自分のこととして行動を起こしていくために必要な仕掛けについて意見交換し、実行していくことを目的とする外部連携組織
- 平成27年10月の設置以来33件の提案を受け、そのうち5件をリーディングプロジェクトとして多様な主体が協働で平成28年度から実施

【各局区の取組】

- パラムーブメントの推進に向けて、「ひとづくり」「スポーツ・健康づくり」「まちづくり」「都市の魅力向上」「先進的な課題解決モデルの発信」の5つの取組の方向性に基づき各局区が主体的に取り組む事務事業(既存・新規)で、障害のある方への理解促進や社会参加に資するような取組を中心に、総合計画実施計画の事務事業ベースで66事業、ビジョンとしては102の取組を推進

【戦略的広報】

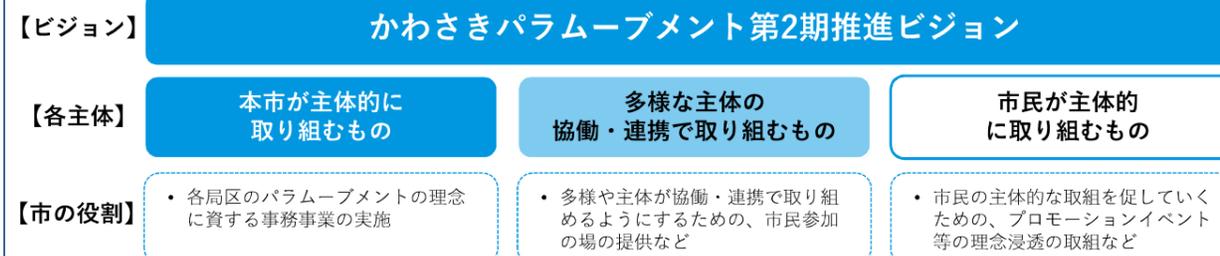
- パラムーブメントの理念浸透に向けて、戦略的な広報に取り組み、29年度にはロゴやステートメント、動画、グッズなどを作成

【その他の課題等】

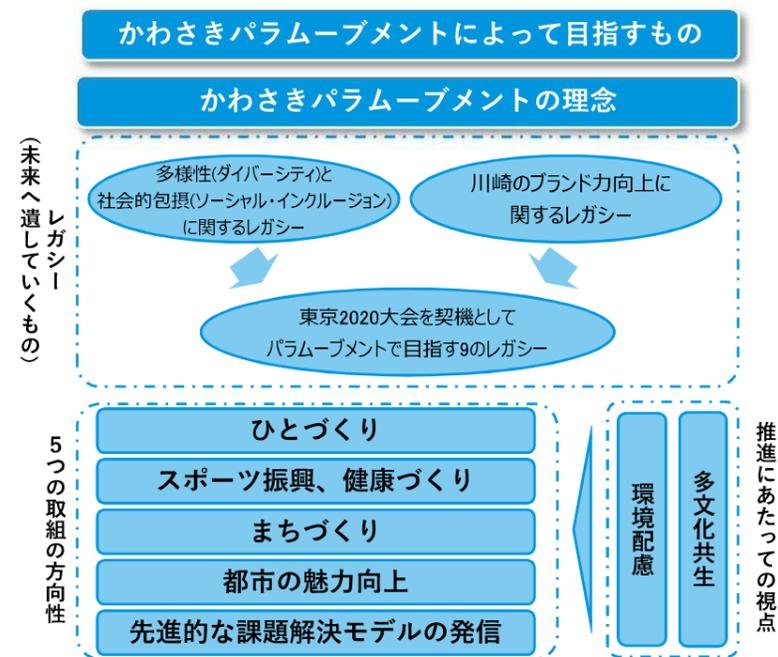
- これまで本市が主体となって、多様な主体との協働・連携により取組を進めてきたが、今後、パラムーブメントをより大きなうねりとしていく必要があります。
- このため、第2期推進ビジョンの取組期間では、各種取組やプロモーション活動などにおいて、健常者も障害のある方をはじめとする社会的マイノリティも一緒になり、こうした市民(主体)がゲストとしてだけでなく、キャストとしても参画してムーブメントを起こしていく必要があります。

III 第2期推進ビジョンについて

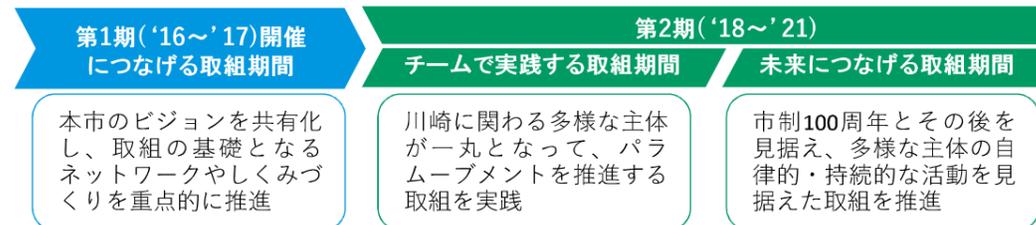
<第2期推進ビジョンの性質イメージ>



<第2期推進ビジョンの構成イメージ>



<第2期推進ビジョンでの取組期間>



かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン(素案)(概要版)

IV 社会的背景

①東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

- 2013年9月7日、第125次国際オリンピック委員会（IOC）総会にて、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることが決定。
大会ビジョン：全員が自己ベスト 多様性と調和 未来への継承
- 内閣府の「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査（H27.6調査）」では8割を超える人々がオリンピックに、7割を超える人々がパラリンピックに関心があるとされており、また、大会開催で期待される効果として、「障がい者への理解の向上」が最も高くなっています。
- パラムーブメントにおいても、大会ビジョンやこの世論調査を踏まえた取組を進めていく必要があります。

②少子高齢化・人口減少社会など人口構成の変化を見据えた対応

- 本市においても将来予想される人口減少と急激な高齢化を見据え、心の豊かさを実感できる持続可能な社会の構築に向けて、多様な価値観の中で市民一人ひとりが互いの違いを認め合いながら、誰もが活躍できる環境を創出していきます。

③ダイバーシティとソーシャル・インクルージョンに関する法令等の整備

- 持続可能なまちづくりが求められる中、一人ひとりが尊重され能力を発揮することができる社会の実現に向けて、ダイバーシティとソーシャル・インクルージョンの考え方が極めて重要となります。国においても**障害者差別解消法**の制定や**ユニバーサルデザイン2020行動計画**の策定などの法整備等も進んできており、本市としてもこれらに対応した取組を進めていきます。

④持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた取組の推進

- 総合計画では、国連で採択された「2030アジェンダ」が掲げる「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組の推進を担うこととしています。本ビジョンにおいても、総合計画と同様に、SDGsの理念や目標、国の動向等を踏まえながら取組を進めます。

V かわさきパラムーブメントによって目指すものと理念

【目指すもの】

誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくり

- 人口減少、少子高齢、低経済成長の時代にあって、誰もが自分らしく暮らし、さらに自分の個性や能力などに応じて自己実現を図り、その結果、社会の一員として活躍できる社会を目指します。
- そのために、障害、年齢、人種、LGBTなどの個性をチャンスと捉え、新たな価値を創造していくというビジョンを市民全員が共有し、主体的に行動することを促していきます。

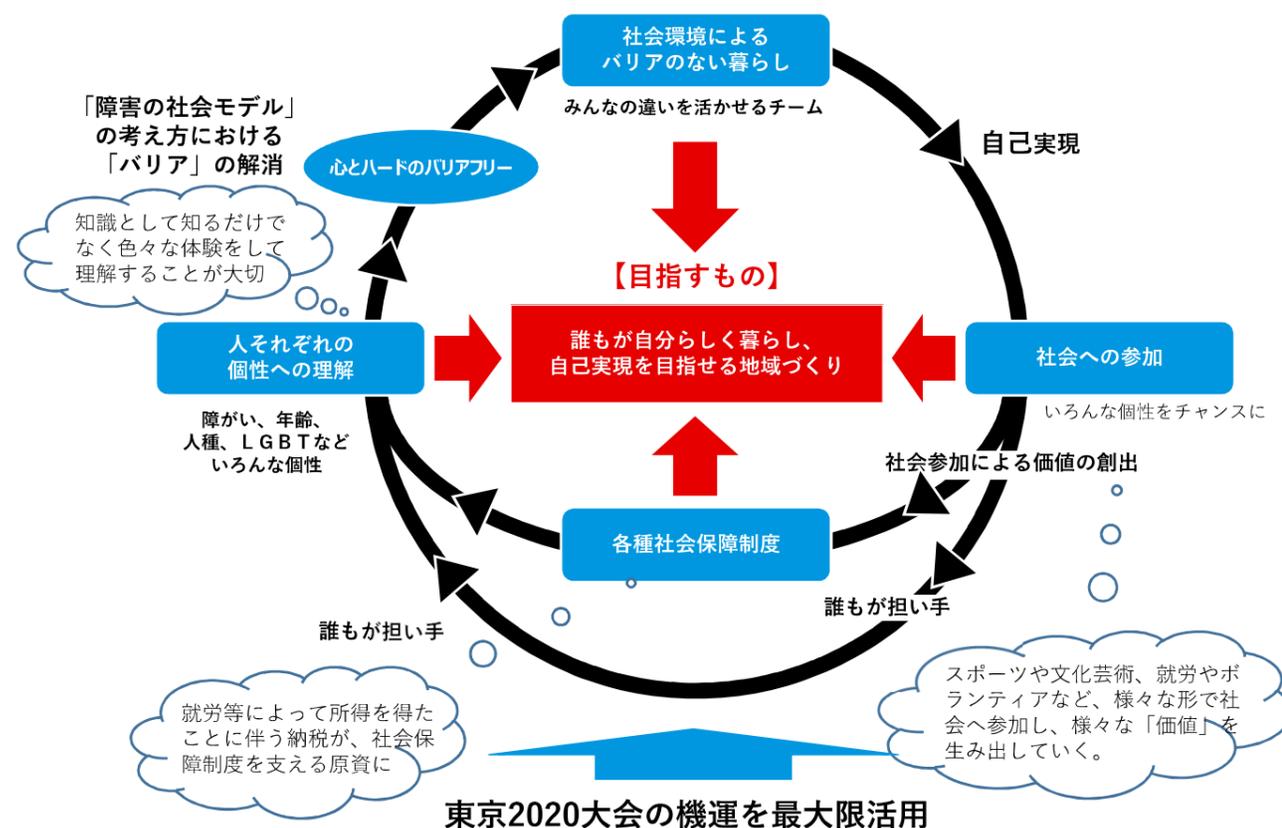
【理念】

人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出すること

- 障害者をはじめ、いわゆる社会的マイノリティとされている人たちが、生き生きと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除くことや新しい技術でこれらの課題に立ち向かい、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念とします
- 多くの市民の興味・関心を惹く強力なコンテンツである大会の開催を契機に、多様性(ダイバーシティ)と社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の象徴としてのパラリンピックに重点を置いた取組により、次の考え方のもと多様な主体と一緒にムーブメントを創りだしていきます。

※ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)… 今日的な「つながり」の再構築を図り、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと(「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書 平成12年厚生省)

【概念イメージ(障害のある人もない人もすべて対象)】



VI レガシーとその考え方

①オリンピック・パラリンピックレガシー

- 国際オリンピック委員会によればレガシーとは、オリンピック・パラリンピックの開催都市における各種施設やインフラの整備、スポーツ振興等による社会に有形・無形の持続的な効果のうち「長期にわたる、特にポジティブな影響」とされています。
- レガシーは現在では、開催都市として立候補する段階での言及が必要な項目とされ、2020大会では、大会組織委員会が策定した「東京2020アクション&レガシープラン 2016」において、ハードソフトの両面から様々なものをレガシーとして遺していくための取組について明記されています。

②レガシー形成に向けた考え方

- 第2期推進ビジョンでは、かわさきパラムーブメントの取組により未来へ遺していくものをレガシーとし、「多様性(ダイバーシティ)と社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)に関するレガシー」と「川崎のブランド力向上に関するレガシー」の2つに大別するとともに、第1期推進ビジョンにおける19のレガシーの整理統合等を行い9のレガシーへと見直します。

③レガシー形成の取組について

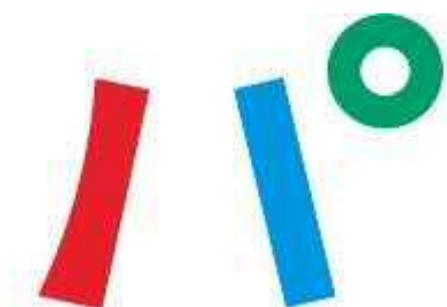
- かわさきパラムーブメントは、大会を契機として、社会変革を起こしレガシーの形成を図っていくものです。
- 社会変革は多方面に大きな影響を及ぼす可能性があるため、事業の実施者には関係者等と対話を重ねるなどの丁寧な取組が求められます。したがって、個々のレガシーの達成のために、誰を対象にどのような状態を創出し、そのためにどのような取組をするのか、といった点について関係者とともに順序立てて検討・実施していきます。

かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン(素案)(概要版)

Ⅶ かわさきパラムーブメントにおけるレガシー

レガシー	レガシーが形成された状態
①多様性を尊重する社会をつくる子どもを育むまち	義務教育を終えた時点で、すべての子どもたちが、人は平等であり、かつすべての人に公平な機会の提供があることを理解しており、誰もが各々の個性を互いに尊重し合っている。
	義務教育を終えた時点で、すべての子どもたちが、人はみな助け合って生きていると実感できている。
	大人たちが、自他の個性を尊重し助け合うことを実践し、子どもたちの模範となっている。
②心理的バリアが解消されたまち～心のバリアフリー～	すべての人が、自他の個性を尊重し、相互にコミュニケーションをとることができる。
	すべての人が、自らの心のバリアを取り除く実践的な行動をとっている。
	社会的マイノリティの当事者が、自分たちも社会を構成するかけがえのない存在であることを確信し、社会生活上のバリアを取り除くうえで必要なことを他者に伝えられている。
③社会的バリアが解消されたまち～ユニバーサルなまち～	すべての人が、自らの意志で行きたい所に行け、行った先で自由に行動ができる。
	すべての人が、言語、心身の個性の違いを意識することなく、サービスを享受できている。
	すべての人が、あらゆる情報に公平にアクセスできる。
④誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち	すべての人にとって、身近な場所でスポーツをするための環境が整っている。
	すべての人にとって、公平にスポーツを観戦できる環境が整っている。
	すべての人が、日常的にスポーツ・運動に親しみ、楽しみ、体力の維持向上や健やかな心身を育んでいる。
⑤誰もが文化芸術に親しんでいるまち	すべての人が、文化芸術に携われる環境が整っている。
	すべての人が、文化芸術に親しみ、楽しめる環境が整っている。
⑥多様な主体が地域づくりに貢献しているまち	すべての人が、自らが住まうまちの将来の姿を共有して、自らの能力を活かして活動を実践し、コミュニティの一員となっている。
	自らが住まうまちの地縁型の活動やテーマ型の活動にかかわらず、参加できる環境が整っている。
⑦誰もが職業等を通じて社会参加できる環境	すべての人が、社会参加しようとする意欲を持っている。
	すべての人がお互いの個性を理解し、一緒になって仕事や、趣味、学習活動等を行っている。
⑧来訪者が「行ってよかった」と思えるまち	川崎を目的地として多くの人が訪れている。
	川崎への来訪者が、その後、川崎の魅力を発信している。
⑨知名度・プレゼンスが高まった川崎	川崎が、様々な分野におけるテクノロジー開発などで世界の最先端にあることが国内外で認知されている。
	川崎の魅力や特長が国内外で認知されている。

かわさきパラムーブメント 第2期推進ビジョン(素案)



めざせ! やさしさ日本代表!
かわさきパラムーブメント

平成 30(2018)年 1 月

川崎市

目次

1	策定の目的	1
2	第1期推進ビジョンの総括	2
(1)	行政計画としての課題	2
(2)	第1期推進ビジョンに基づく取組	2
3	第2期推進ビジョンについて	4
(1)	性質	4
(2)	構成	4
(3)	取組期間	5
4	社会的背景	7
(1)	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催	7
(2)	人口構成の変化を見据えた対応	8
(3)	ダイバーシティとソーシャル・インクルージョンに関する法令等の整備	9
(4)	「持続可能な開発目標(SDGs)」を踏まえた取組の推進	10
5	かわさきパラムーブメントによって目指すものと理念	11
(1)	かわさきパラムーブメントによって目指すもの	11
(2)	かわさきパラムーブメントの理念	11
6	レガシーとその考え方	13
(1)	レガシーについて	13
(2)	見直しを図る第1期推進ビジョンのレガシーについて	14
7	かわさきパラムーブメントにおけるレガシー	15
(1)	多様性と社会的包摂に関するレガシー	15
(2)	川崎のブランド力に関するレガシー	22
8	パラムーブメントの推進に資する本市の取組	24
(1)	総括的な取組	24
(2)	ひとつづくり	24
(3)	スポーツ振興・健康づくり	26
(4)	まちづくり	28
(5)	都市の魅力向上	29
(6)	先進的な課題解決モデルの発信	30
9	資料編	33
(1)	検討体制	33
(2)	検討経過	33

1 策定の目的

平成 32(2020)年、東京で 56 年ぶりにオリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」といいます。)が開催されます。

本市は、開催都市に最も近い都市の一つですが、競技が行われるいわゆる「準開催都市」ではありません。しかしながら、本市の立地の良さから、大会が近づくにつれ人々の関心や機運が徐々に高まり、大会期間中には多くの市民の方が実際に競技会場に足を運んだりボランティアとして携わったりするのはもちろんのこと、国内外の多くの人々が本市を訪れることが予想されます。また、大会後においてもオリンピック・パラリンピックのレガシーとして、本市を含む社会全体に対して様々な良い影響が遺されていくことも予想されます。

この「かわさきパラムーブメント第 2 期推進ビジョン」(以下「第 2 期推進ビジョン」といいます。)は、第 1 期推進ビジョンの取組を踏まえつつ、こうした大会の持つ価値を最大限に活用することを前提に、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて、何のためにかわさきパラムーブメントを推進するのかという「目指すもの」と、その実現に向けた基本的な考え方としての「理念」、さらに未来へと遺していく「レガシー」を市民と共有し、そのための取組を計画的に進めていくために策定するものです。

【かわさきパラムーブメント第 1 期推進ビジョンについて】

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、東京大会に向けた本市の取組の方向性や目指すべきレガシーを明らかにし、取組を計画的に進めていくため、平成 28(2016)年 3 月に策定しました。



少子高齢化、人口減少社会の到来を見据え、持続可能なまちづくりを進めていくため、一人ひとりが尊重され、能力を發揮することができる環境づくりを進めていくこと、パラリンピックを未来につながるダイバーシティとインクルージョンの象徴と捉え、パラリンピックに重点を置くこと、また、パラリンピックを応援することにとどまらず、障害のある人が生き生きと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除くことや、新しい技術でこれらの課題に立ち向かうこと、これらを「ムーブメント」として展開していくことを目指しています。

2 第1期推進ビジョンの総括

(1) 行政計画としての課題

ア 目指すものと理念

第1期推進ビジョンでは、かわさきパラムーブメントがどのような理念のもとに何を目指していくのか、といった点がやや分かりにくいという課題がありました。

具体的には、『そこから生まれたのが「かわさきパラムーブメント」の理念です。パラリンピックを応援することにとどまらず、障害のある人が生き生きと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除くことや新しい技術でこれらの課題に立ち向かうことを「ムーブメント」としてさまざまな分野で展開していくことを目指しています。』とあるように「目指すもの」が「理念」となっており両者の関係が曖昧でしたので、第2期推進ビジョンでは、これらの関係を整理して明確にする必要があります。

イ 大会との関係

大会との関係では、第1期推進ビジョンの策定の目的に「東京2020オリンピック・パラリンピックを契機」と明記しながら、取組期間では「第1期：開催につながる取組期間」「第2期：大会を成功させる取組期間」とあるように大会の開催・成功が強く意識されており、第2期推進ビジョンでは、本ビジョンに基づく取組と大会との関係を整理する必要があります。

ウ 推進ビジョンにおけるレガシー

かわさきパラムーブメントにおけるレガシーについて、第1期推進ビジョンでは「遺産」としてはいますがその定義が明確にされていないことや、第1期推進ビジョンで掲げている「理念」等とレガシーとの関係が不明確であることなどから、改めて本ビジョンにおけるレガシーの考え方を明確にするとともに、「目指すもの」と「理念」との関係の整理を踏まえ、レガシーの見直しを行います。

(2) 第1期推進ビジョンに基づく取組

ア かわさきパラムーブメント推進フォーラム

市民、団体、企業、行政等がかわさきパラムーブメントの理念を自らのこととして行動を起こしていくために必要な仕掛けについて意見交換し、実行していくことを目的とする外部連携組織を平成27(2015)年10月に設置しました。

以来33件の提案を受け、そのうち5件をリーディングプロジェクトとして多様な主体の協働の取組により平成28(2016)年度から実施していますが、これまでの実施結果を踏まえて、次のステップへと展開を図っていく必要があります。

イ 各局区の取組

各局区では、パラムーブメントに資する取組として「ひとづくり」「スポーツ・健康づくり」「まちづくり」「都市の魅力向上」「先進的な課題解決モデルの発信」の5つの取組の方向性に基づく取組を推進してきました。

第2期推進ビジョンでは、レガシーの見直しを踏まえ、各局区ではこれまで以上にパラムーブメントの推進に向けて主体的に取り組む必要があります。

ウ 戦略的広報

多様性あふれる豊かな未来をつくるためには、市民一人ひとりが「かわさきパラムーブメント」を理解し、自らのこととして行動することが重要であり、そのためには、市民一人ひとりに「かわさきパラムーブメント」の考え方や取組が行き渡る必要があります。

こうしたことから、平成29(2017)年度から戦略的な広報に取り組み、第1期推進ビジョンの取組期間では、パラムーブメントの理念浸透に向けて、ロゴやステートメント、動画、グッズなどを作成してきました。



エ その他課題等

第1期推進ビジョンの取組期間においては、本市が主体となって、多様な主体との協働・連携により取組を進めてきましたが、その取組は十分とは言えず、今後、パラムーブメントをより大きなうねりとしていく必要があります。

このため、第2期推進ビジョンの取組期間においては、各種取組やプロモーション活動などにおいて、健常者も障害のある方をはじめとする社会的マイノリティも一緒になり、こうした市民(主体)がゲストとしてだけでなく、キャストとしても参画してムーブメントを起こしていく必要があります。

3 第2期推進ビジョンについて

(1) 性質

かわさきパラムーブメントの推進に向けては、本市だけでなく多様な主体との協働・連携で取り組むものや、市民自らが取り組むものがあることから、社会計画としての要素と、本市として取り組むことを明らかにする行政計画としての要素があります。

こうしたかわさきパラムーブメントの性質を踏まえ、本市の取組はもとより、市民主体の取組を進めるとともに、第2期推進ビジョンにおいても引き続き広く理念の浸透を図る必要があります。

【第2期推進ビジョンの性質イメージ】

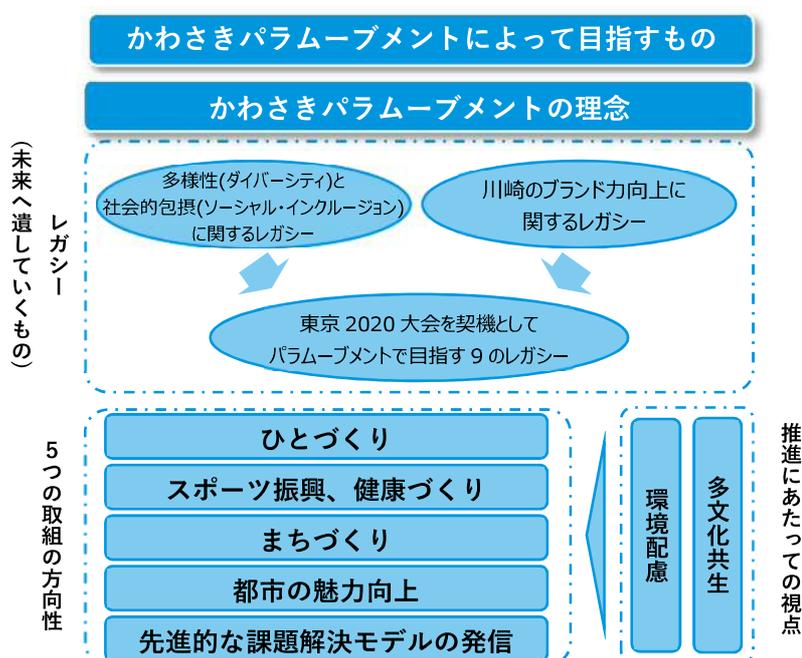
【ビジョン】	かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン		
【各主体】	本市が主体的に取り組むもの	多様な主体の協働・連携で取り組むもの	市民が主体的に取り組むもの
【市の役割】	・各局区のパラムーブメントの理念に資する事務事業の実施	・多様な主体が協働・連携で取り組めるようにするための、市民参加の場の提供など	・市民の主体的な取組を促していくための、プロモーションイベント等の理念浸透の取組など

(2) 構成

第2期推進ビジョンでは、後述する「目指すもの」の実現に向けて「理念」に基づく「レガシー」の形成に向けた取組を、次の体系により推進します。

また、第1期推進ビジョンでレガシーとして位置付けていた「多文化共生の社会」と「低炭素化の推進による地球環境問題解決への寄与」については、後述するように、オリンピック憲章に定められた持続可能性や差別の禁止などの趣旨に則り、「多文化共生」と「環境配慮」をかわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンに基づく取組のすべてに共通する「取り組むための視点」として位置付けます。

【第2期推進ビジョン体系イメージ】



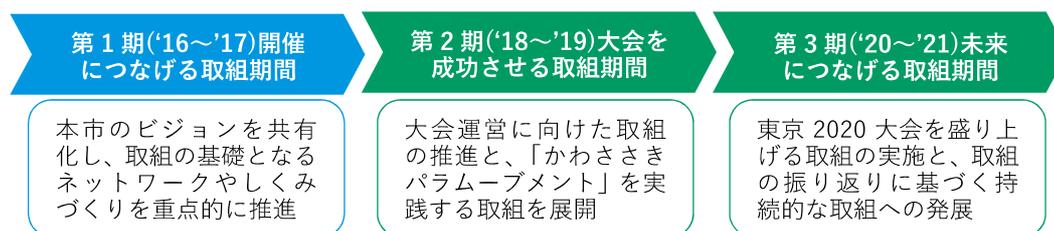
(3) 取組期間

かわさきパラムーブメント第1期推進ビジョンでは、平成28(2016)年度から大会終了後の平成33(2021)年度までの6年間の取組期間と3つのフェーズに設定し、推進ビジョンの見直しを行うこととしていました。これは、大会終了後に取組の成果を検証し、平成36(2024)年の市制100周年やその後のまちづくりにつながるレガシーにつなげていくことを意図したものです。

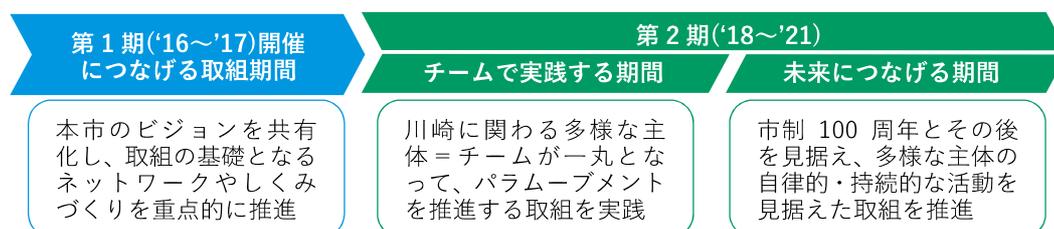
しかしながら、かわさきパラムーブメントは「策定の目的」にもあるように、大会の成功そのものというよりは主に大会を契機として本市の課題解決に取り組むものですが、これまでお示ししていた3つのフェーズは大会の開催が強く意識されたものとなっています。また、取組期間が2年ごとのため、第3期推進ビジョン策定の際には、総合計画実施計画策定のスケジュールと合わず、事業調整が困難になることも想定されます。

このため、第2期推進ビジョンでは取組期間を平成30(2018)年度から平成33(2021)年度までの4年間とし、前期を「チームで実践する期間」、後期を「未来につなげる期間」と改めることとします。

<第1期推進ビジョンでの取組期間>



<第2期推進ビジョンでの取組期間>



4 社会的背景

(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

平成 25(2013)年 9 月 7 日、第 125 次国際オリンピック委員会 (IOC) 総会にて、2020 年のオリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることが決定しました。大会の概要は次のとおりであり、本市としては隣接する東京でこのような特徴を持つ大会が開催されることを踏まえて、本ビジョンに基づく取組を進めていく必要があります。

<大会ビジョン>

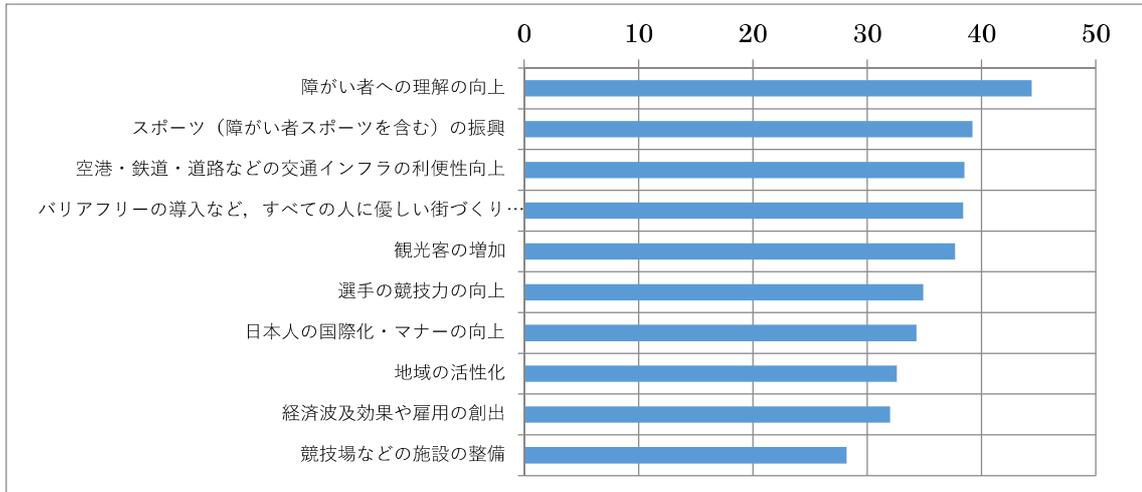
- 全員が自己ベスト
 - ・ 万全の準備と運営によって、安全・安心で、すべてのアスリートが最高のパフォーマンスを発揮し、自己ベストを記録できる大会を実現
 - ・ 世界最高水準のテクノロジーを競技会場の整備や大会運営に活用
 - ・ ボランティアを含むすべての日本人が、世界中の人々を最高の「おもてなし」で歓迎
- 多様性と調和
 - ・ 人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩
 - ・ 東京 2020 大会を、世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会をはぐくむ契機となるような大会とする
- 未来への継承
 - ・ 東京 1964 大会は、日本を大きく変え、世界を強く意識する契機になるとともに、高度経済成長期に入るきっかけとなった大会
 - ・ 東京 2020 大会は、成熟国家となった日本が、今度は世界にポジティブな変革を促し、それらをレガシーとして未来へ継承していく

<日程>

- ・ オリンピック 平成 32(2020)年 7 月 24 日 (金) ～ 8 月 9 日 (日)
- ・ パラリンピック 平成 32(2020)年 8 月 25 日 (火) ～ 9 月 6 日 (日)

また、内閣府の「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査(H27.6 調査)」では 8 割を超える人々がオリンピックに、7 割を超える人々がパラリンピックに関心があるとしており、また、大会開催で期待される効果として、次のグラフのとおり「障がい者への理解の向上」が最も高くなっています。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催で期待される効果



資料：内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」（平成 27(2015)年 6 月）※上位 10 項目を掲載

(2) 人口構成の変化を見据えた対応

平成 27(2015)年現在、本市の 65 歳以上の老年人口は約 28 万人、割合は 19.5% となっており、戦後一貫して上昇していますが、全国平均と比較すると依然として若い都市となっています。

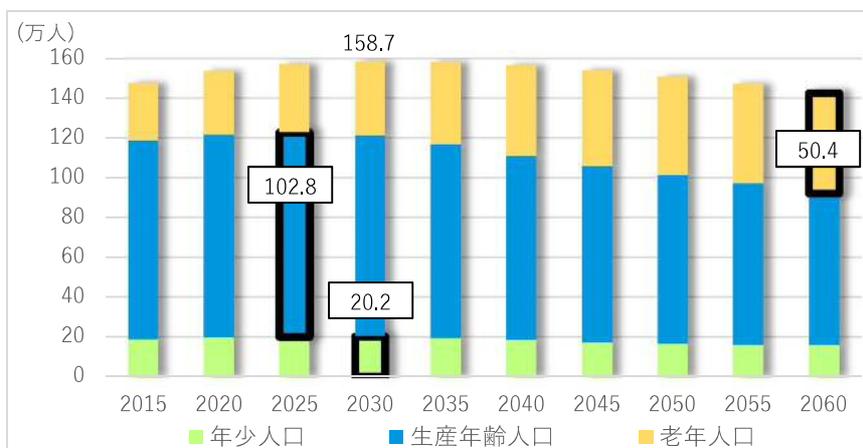
<年齢 3 区分別人口の推移>



資料：平成 27(2015)年 6 月国勢調査結果

平成 29(2017)年度実施の将来人口推計によれば、今後本市の総人口は、2030 年の 158 万 7 千人をピークに減少していきませんが、老年人口は、その後も 2060 年の 50 万 4 千人にまで伸び続けることが予測されています。

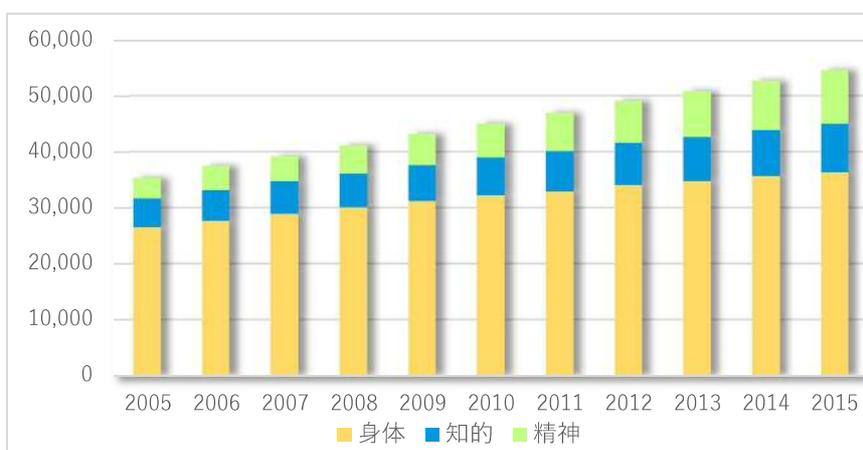
<将来人口推計>



資料：川崎市将来人口推計

また、障害児・者についても年々増加傾向にあり、平成 18(2006)年から平成 27(2015)年までの 10 年間で約 1.5 倍に増えています。また、人口減少期における障害児・者数の推計はありませんが、今後、高齢者が確実に増えていくなか、加齢による心や体の変化により要介護・要支援の状態になる人も増えていくものと考えられます。

<障害児・者の推移>



資料：川崎市健康福祉年報、健康福祉局調べ

かわさきパラムーブメントの推進においては、こうした当面の人口増加と、その後訪れる人口減少と急激な高齢化といった人口構成の変化を踏まえておく必要があります。

(3) ダイバーシティとソーシャル・インクルージョンに関する法令等の整備

ア 障害者差別解消法

平成 28(2016)年 4 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる障害者差別解消法が施行されました。この法律では、「不当な差別的取扱い」

を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。これらにより、障害のある方もない方も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害者差別解消法における「不当な差別的取扱いの禁止」とは、障害があることを理由に、店の利用ができないことや部屋を貸してもらえないことなど、障害のない方と違う扱いを受けることなどが、一例として考えられます。

また、「合理的配慮の提供」とは、例えば、知的障害のある方にわかりやすく説明したり、視覚障害のある方には情報を音声で提供したり、聴覚障害のある方に筆談で対応したりすることなど、障害のある方が困っているときに自らの障害に合った必要な工夫ややり方を相手方に伝えて話し合い、それを相手方がすることをいいます。

この法律では、国・都道府県・市町村などの行政機関のほか民間事業者が、障害のある方に対して、正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止するとともに、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

かわさきパラムーブメントの推進にあたっては、この法律の趣旨を十分踏まえていく必要があります。

イ ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

平成 29(2017)年 2 月、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議において「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が決定されました。

この計画では、様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障害のある方もない方も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会＝共生社会の実現を目指しています。

この計画は、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組である「心のバリアフリー」分野とユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組である「街づくり」分野に分かれ、基本的には国が主体的に取り組んでいきますが、本市においてもこの計画の趣旨を踏まえて、かわさきパラムーブメントに取り組んでいく必要があります。

(4) 「持続可能な開発目標(SDGs)」を踏まえた取組の推進

総合計画においては、各施策・事務事業の実施とともに、関連の深い分野別計画等との連携を図ることで、国連で採択された「2030 アジェンダ」が掲げる「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組の推進を担うこととしています。

本ビジョンにおいても、総合計画と同様に、SDGs の理念や目標、国の動向等を踏まえながら取組を進めます。

5 かわさきパラムーブメントによって目指すものと理念

(1) かわさきパラムーブメントによって目指すもの

かわさきパラムーブメントによって、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」を目指します。

人口減少、少子高齢、低経済成長の時代にあるなか、大会の開催を契機として、誰もが自分らしく暮らし、自らの個性や能力などに応じて自己実現を図り、その結果として、一人でも多くの方が社会というチームのメンバーとして活躍できる社会を目指します。

そのために、障害、年齢、人種、LGBTなどの個性をチャンスと捉え、新たな価値を創造していくというビジョンを市民全員が共有し、主体的に行動することを促していきます。

(2) かわさきパラムーブメントの理念

人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出すること

障害者をはじめ、いわゆるマイノリティとされている人たちが、生き生きと暮らし上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除くことや新しい技術でこれらの課題に立ち向かい、誰もが社会参加できる環境を創出することをかわさきパラムーブメントの理念とします。

本市では、多くの市民の興味・関心を惹く強力なコンテンツである大会の開催を契機に、多様性(ダイバーシティ)と社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)¹の象徴としてのパラリンピックに重点を置いた取組により、多様な主体と一緒にムーブメントを創りだしていきます。

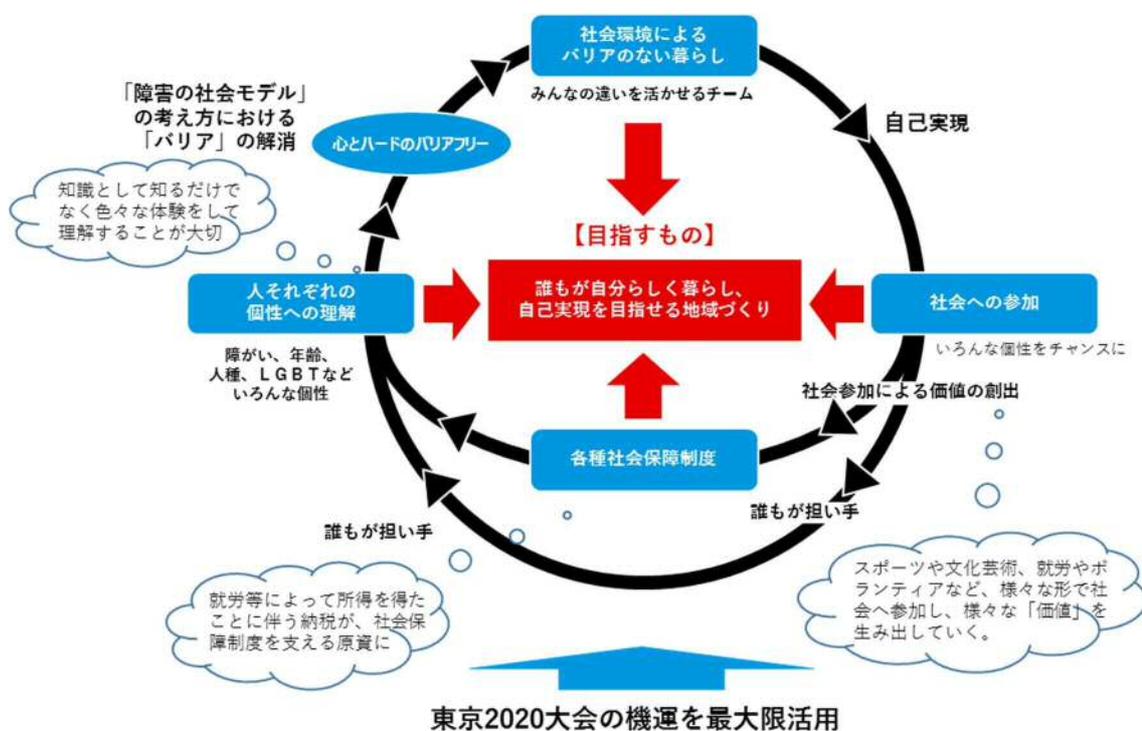
具体的には、以下のような考え方です。

- マイノリティとされている人々のことを正しく理解すること
- 「障害の社会モデル」の考え方²におけるバリア(私たちの意識と社会環境のバリア)の解消により、社会環境によるバリアのない暮らしを実現すること
- バリアのない暮らしができたことにより、スポーツや文化芸術、趣味の活動、就労などにより社会へ参加し、自己実現を図ること
- 社会参加により、障害のある人もない人もチームの一員として様々な価値を創出するとともに、その価値が真に支援が必要な人に還元されていくこと

¹社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)… 今日的な「つながり」の再構築を図り、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと(「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書 平成12年厚生省)

²「障害の社会モデル」の考え方…… 障害は本人の心身に原因があると捉える「障害の医学モデル」の考え方と対比されるもので、障害は健常者を中心に構築された社会がもたらしているという考え方。

【概念イメージ(障害のある人もない人もすべて対象)】



【障害の社会モデルについて】

例えば、階段しかない環境の場合、車椅子では上階に上がれないので障害があると考えますが、エレベーターが設置されれば上がるので、社会モデルでは障害が解消されたと考えます。

この事例では、車椅子利用者自身は何も変わっていませんが、周囲の環境が変わったことで障害が解消されました。

社会モデルでは、障害とは、本人の医学的な心身の機能の障害を指すもの（医学モデル）ではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）との相互作用によって生じるものだと考えられています。

社会モデルに基づくと誰にでも障害はあり得るとも考えられます。

断崖絶壁では、上階に上がりませんので、障害があると考えますが、ハシゴを持ってくれば上がるので障害が解消されたと考えます（合理的配慮の提供）。

また、階段を設置すれば、いつでも上階に上がれますので、障害が解消されたと考えます（環境の整備）。

このように障害のない人も、周囲の環境などの社会的障壁しだいで、できる事とできない事が変わってきます。つまり社会モデルでは、程度の差があるだけで、障害のある人もない人も同じ前提なのです。

参考：障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】(平成 29(2017)年 11 月内閣府)

6 レガシーとその考え方

(1) レガシーについて

ア オリンピック・パラリンピックレガシー

オリンピック・パラリンピックの開催都市においては、各種施設やインフラの整備、スポーツ振興等が図られることにより、社会に有形・無形の持続的な効果が生み出されますが、国際オリンピック委員会（IOC）によればレガシーとは、こうした効果のうち「長期にわたる、特にポジティブな影響」とされています。

1964年の東京大会開催時においては、戦災からの復興や国民の自信回復が社会課題としてありました。大会関連施設のほか、東海道新幹線や高速道路などのインフラの整備を中心とするハードがレガシーとして遺され、それがその後の高度経済成長の礎となり、戦後復興の象徴として社会課題の解決に大きく寄与しました。

近年では、レガシーは2012年大会の開催都市決定プロセスから、開催都市として立候補する段階での言及が必要な項目とされ、これまでの大会の成功に向けて取り組んだ「結果としてのレガシー」から「レガシーの目標化」に変化しているといえます。2020大会では、大会組織委員会が策定した「東京2020アクション&レガシープラン2016」において、ハードソフトの両面から様々なものをレガシーとして遺していくための取組について明記されています。

イ レガシー形成に向けた考え方

本市では、前述のとおり当面の人口増加に対応しつつ、やがて訪れる人口減少と急激な高齢化といった人口構成の変化に対応し、持続可能なまちづくりを行っていく必要があります。

そのため、第2期推進ビジョンでは、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくり」に向けて、かわさきパラムーブメントの取組により未来へ遺していくものをレガシーとし、「多様性(ダイバーシティ)と社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)に関するレガシー」と「川崎のブランド力向上に関するレガシー」の2つに大別します。

また、「かわさきパラムーブメントによって目指すもの」と「かわさきパラムーブメントの理念」を踏まえ、第1期推進ビジョンにおける19のレガシーの整理統合等を行い9のレガシーへと見直します。

ウ レガシー形成の取組について

かわさきパラムーブメントは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、社会変革を起こしレガシーの形成を図っていくものです。

社会変革は多方面にプラス・マイナス双方の大きな影響を及ぼす可能性があるため、本市をはじめとする事業の実施者には、事業の直接的な対象者やその他の関係者と対話を重ねるなどの丁寧な取組が求められます。したがって、レガシーの形成に向けて

は、既存の事業内容を前提とすることなく、個々のレガシーの達成のために、誰を対象としてどのような状態を創出し、そのためにどのような取組をしていくのか、といった点について関係者ととも順序立てて検討・実施していく必要があります。

こうしたことから、第2期推進ビジョンにおいては、「何(誰)がどのような状態からレガシーが形成された状態」とするのか、理想の状態を明らかにし、第2期推進ビジョンの取組期間のなかで、様々な関係者と対話を重ねて本ビジョンの考え方やレガシーを共有するとともに、成果指標とその達成に向けた具体的な取組を検討して「本市が主体的に取り組むもの」「多様な主体の協働・連携で取り組むもの」「市民が主体的に取り組むもの」とに分類したうえで、それぞれの主体が各々順次実施することとします。また、成果指標については、達成に向けて多様な主体が取り組み続けるための指標としての位置付けとします。

なお、「レガシーが形成された状態」は、第2期推進ビジョン取組期間中にこれら対話を経て変更になる可能性もあります。

(2) 見直しを図る第1期推進ビジョンのレガシーについて

第1期推進ビジョンにおける次のレガシーについては、かわさきパラムーブメントによって目指すもの」と「かわさきパラムーブメントの理念」から導き出すことが難しいことから、第2期推進ビジョンでは、次の考え方により整理します。

第1期ビジョンのレガシー	考え方
多文化共生の社会	<ul style="list-style-type: none"> オリンピック憲章に同様の趣旨のことが定められていることから、「多文化共生」「環境配慮」をかわさきパラムーブメントの取組の推進にあたっての「視点」として整理します。
低炭素化の推進による地球環境問題解決への寄与	
国際社会に貢献できる人材	<ul style="list-style-type: none"> 社会全般として大切なことですが、「かわさきパラムーブメントによって目指すもの」や「かわさきパラムーブメントの理念」からは、直接的に導き出されるものではないことから、レガシーとは位置付けないこととします。
羽田空港を核とする成長戦略拠点と連動した交通ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 羽田連絡道路については、東京2020大会を目指して整備するものの、大会を契機として取り組むものでないこと、また、「かわさきパラムーブメントによって目指すもの」や「かわさきパラムーブメントの理念」からは、直接的に必要とは言い切れないことから、レガシーとは位置付けないこととします。

7 かわさきパラムーブメントにおけるレガシー

(1) 多様性と社会的包摂に関するレガシー

① 多様性を尊重する社会をつくる子どもを育むまち

【概要】

「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出」していくには、将来を担う子どもが、障害や人種、LGBT などをはじめとするいわゆる社会的マイノリティに対して正しく理解し行動できるようにしていくことが重要です。環境教育において見られるように、その波及効果として、子どもへの教育が保護者への啓発につながることを期待できます。

また、平成 29(2017)年 2 月に取りまとめられた「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」においては、「すべての子供達に『心のバリアフリー』を指導」が掲げられ、道徳をはじめ音楽、図画工作、美術、体育などの各教科や特別活動等において「障害の社会モデル」を踏まえ、「心のバリアフリー」に関する理解を深めるための指導や教科書等を充実させることが位置付けられています。

こうしたことから、多様性を尊重する子どもが育成されている状態が継続している「多様性を尊重する社会をつくる子どもを育むまち」をレガシーとします。

【レガシーが形成された状態】

- ・義務教育を終えた時点で、すべての子どもたちが、人は平等であり、かつすべての人に公平な機会の提供があることを理解しており、誰もが各々の個性を互いに尊重し合っている。
- ・義務教育を終えた時点で、すべての子どもたちが、人はみな助け合って生きていくと実感できている。
- ・大人たちが、自他の個性を尊重し助け合うことを実践し、子どもたちの模範となっている。

※今後の展開

「レガシーが形成された状態」の実現に向けて、どのような主体がどのような行動をとればよいか、また、到達度を図るための指標にはどのようなものがよいか、などの点について、これらの主体と対話を重ねて検討し、順序立てて取組を進めます。(以下、すべてのレガシーについても同様です。)

② 心理的バリアが解消されたまち～心のバリアフリー～

【概要】

人には、障害の有無や加齢による心や体の変化、性的指向、国籍など様々な心身の特性や考え方がありますが、誰もが知らず知らずのうちに、「自分とは違う存在である」というような、差別意識とは違う「心のバリア」を作りがちであり、それが言動に表れることにより、当事者に様々な想いを抱かせてしまうことがあります。

また、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」においては、各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3点であるとしています。

- ・障害のある方への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ・障害のある方（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ・自分とは異なる条件を様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

こうしたことから、誰にもそれぞれ心身の特性や考え方があるという前提に立ち、すべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、生かし合うという意識が醸成され、かつ一人ひとりの具体的な行動が継続されている状態としての「心のバリアフリー」をレガシーとします。

【レガシーが形成された状態】

- ・すべての人が、自他の個性を尊重し、相互にコミュニケーションをとることができる。
- ・すべての人が、自らの心のバリアを取り除く実践的な行動をとっている。
- ・社会的マイノリティの当事者が、自分たちも社会を構成するかけがえのない存在であることを確信し、社会生活上のバリアを取り除くうえで必要なことを他者に伝えられている。

③ 社会的バリアが解消されたまち～ユニバーサルなまち～

【概要】

障害の社会モデルの考え方に基づく「社会環境によるバリアのない暮らし」を実現し、さらに社会参加へと進めていくためには、誰もが自分自身で自由に移動し、日常生活や仕事、趣味など様々な活動を妨げている物理的な障壁や情報に関する障壁を取り除いていく必要があります。

具体的には、誰もが利用しやすい建物や公共交通環境の整備、移動手段の確保、多言語や視覚・聴覚障害に配慮した案内表示など、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進や、生活に必要な情報の提供をスムーズに受けサービスの利用ができる環境づくりのほか、誰もが安全・安心・快適に使えるモノづくりの促進も必要となります。

こうした取組により、ユニバーサルデザインのまちづくりがなされた状態としての「ユニバーサルなまち」をレガシーとします。

【レガシーが形成された状態】

- ・ すべての人が、自らの意志で行きたい所に行け、行った先で自由に行動ができる。
- ・ すべての人が、言語、心身の個性の違いを意識することなく、サービスを楽しんでいる。
- ・ すべての人が、あらゆる情報に公平にアクセスできる。

④ 誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち

【概要】

スポーツに親しみ、楽しむことは、体を動かすことによる爽快感だけでなく、心身の健全な発達や、健康・体力の維持増進、人と人の交流による地域の一体感や活力など、様々な効果をもたらします。また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求するという側面を有しており、スポーツに打ち込むひたむきな姿は、観る人にも夢や感動を与えるなど、豊かで活力ある社会の形成にも貢献するものです。

言うまでもなく、オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典であり、この機会にスポーツに対する人々の関心が高まることが予想されます。また、パラリンピックについては、国際パラリンピック委員会 (IPC) で、「勇気」「強い意志」「インスピレーション」「公平」がその価値とされており、そこには共生社会を具現化するための重要なヒントが詰まっています。

こうしたオリンピック・パラリンピックの持つ価値を最大限活用することにより、誰もがスポーツに親しんでいるまちづくりを進めるほか、パラリンピックに重点を置く取組を進める中で、障害のある方の自己実現・社会参加の手段として障害者スポーツを推進するとともに、社会の中にあるバリアを減らしていくことの必要性や発想の転換が必要であるという心のバリアフリーにつなげていくことも必要となります。

こうしたことから、誰もがスポーツに親しんでいる状態としての「障害などの有無にかかわらず誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」をレガシーとします。

【レガシーが形成された状態】

- ・ すべての人にとって、身近な場所でスポーツをするための環境が整っている。
- ・ すべての人にとって、公平にスポーツを観戦できる環境が整っている。
- ・ すべての人々が、日常的にスポーツ・運動に親しみ、楽しみ、体力の維持向上や健やかな心身を育んでいる。

⑤ 誰もが文化芸術に親しんでいるまち

【概要】

文化芸術基本法前文では、「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり(以下省略)」とあり、障害のある方にとっても、文化芸術活動に親しむことは自己表現・自己実現の一つの手段になりえるもので、実際に活躍されている障害のある芸術家も大勢います。

また、オリンピック・パラリンピックは文化の祭典でもあり、例えば、2012年のロンドン大会では、北京オリンピック終了時から4年間のCultural Olympiad³が実施され、2012年にはそのフィナーレとして、オリンピック開会1か月前からパラリンピック閉会までの2か月半の間に、「ロンドン2012フェスティバル」という大規模な芸術祭が開催されています。同時に、障害のあるアーティストや芸術団体の作品による、パラリンピックの精神に則ったUNLIMITED⁴というプログラムも実施されています。

文化芸術の分野においてもスポーツと同様に、オリンピック・パラリンピックの持つ価値を最大限活用することで、障害のある方の自己実現・社会参加の手段として文化芸術活動の振興を図っていくことは重要であることから、「障害などの有無にかかわらず誰もが文化芸術に親しんでいるまち」をレガシーとします。

【レガシーが形成された状態】

- ・ すべての人が、文化芸術に携われる環境が整っている。
- ・ すべての人が、文化芸術に親しみ、楽しめる環境が整っている。

³ Cultural Olympiad…オリンピック・パラリンピックの開催国において文化プログラムの一環として行われているプログラム。前大会終了後から次の大会開催までの4年間で、文化・芸術に関わるパフォーマンスや展示、舞台公演、伝統的スポーツなどが行われる。

⁴ UNLIMITED…障害のあるアーティストの創造性溢れる活動を支援することを目的に設立・発表され、①障害のあるアーティストによる作品制作のための資金助成と政策委託、②政策のうえで必要となる専門技能の育成、③制作された作品の上演や展示、④アーティストの国際進出ならびに国際コラボレーションの促進という4つの分野を横断する包括的な支援を行う。

⑥ 多様な主体が地域づくりに貢献しているまち

【概要】

少子高齢・人口減少社会にあって、持続可能なまちづくりを進めていくためには、共に支え合う地域社会としていくことが不可欠です。現在は障害がなくても、将来、加齢や病気・事故等により心身の自由が利かなくなってしまう可能性は誰にでもあり、誰もが当事者として、障害の有無に関わらずお互いを支え合っていくことが必要であるという考え方を一般的なものにしていくことが重要となります。

また、東京 2020 大会では合計で 9 万人以上の大会ボランティアと都市ボランティアの活用が想定されており、ボランティアに関する機運が高まっていくことが考えられます。ボランティアなどの社会貢献活動に関する機運が高まることにより、本市では、大会に直接関係しなくてもパラムーブメントに関連する活動への意欲を持った市民も多くなってくると考えられます。

このような好機を捉え、障害の有無に関わらず、市民・事業者・団体・行政が連携・協働しながらパラムーブメントに関連する様々な活動に取り組むことによって、2020 年以降も多様な主体が地域づくりに向けた活動を継続している状態としての「多様な主体が地域づくりに貢献しているまち」をレガシーとします。

【レガシーが形成された状態】

- ・ すべての人が、自らが住まうまちの将来の姿を共有して、自らの能力を活かして活動を実践し、コミュニティの一員となっている。
- ・ 自らが住まうまちの地縁型の活動やテーマ型の活動にかかわらず、参加できる環境が整っている。

⑦ 誰もが職業等を通じて社会参加できる環境

【概要】

人口減少社会にあって、持続可能で誰もが地域社会で自立していきいきと暮らせるまちづくりを進めていくためには、自らの持つ可能性を信じて能力を最大限に伸ばし、職業やその他の趣味・学習活動等も通じて自己実現できる環境を整えていくことが必要となります。

そのためには、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルなまち」を前提として、障害のある方の働く意欲の向上、就労マッチングをはじめ、企業に対する支援体制の構築や社会的マイノリティに関する理解促進に向けた普及啓発などにより、短時間雇用を含むさらなる障害者雇用の促進や、誰もが働きやすい職場環境の構築が重要となります。

また、雇用・就労だけでなく、その他の趣味や学習活動などに幅広く関心を持ち、それを実践できる環境を整えることも必要です。

こうした取組の継続により、障害者をはじめとする社会的マイノリティの方の雇用に対する理解が進み就労等ができたり、その他の趣味・学習活動を楽しめたりする環境が整った状態としての「誰もが職業等を通じて社会参加できる環境」をレガシーとします。

【レガシーが形成された状態】

- ・ すべての人が、社会参加しようとする意欲を持っている。
- ・ すべての人が、お互いの個性を理解し、一緒になって仕事や、趣味、学習活動等を行っている。

(2) 川崎のブランド力に関するレガシー

⑧ 来訪者が「行って良かった」と思えるまち

【概要】

本市は東京 2020 大会の競技が行われるいわゆる「準開催都市」ではありませんが、開催都市に最も近い都市の一つであり、その立地の良さから、国内外の多くの人々が本市を訪れることが予想されます。

この機会を捉え、多くの外国人を魅了することができるような観光資源の活用や、まだ知られざる隠れた魅力を市民と共に発掘し発信していくことが必要です。

こうしたことにより、国内外の観光客が継続して本市を訪れている状態としての「来訪者が『行って良かった』と思えるまち」をレガシーとしていきます。

【レガシーが形成された状態】

- ・ 川崎を目的地として多くの人を訪れている。
- ・ 川崎への来訪者が、その後、川崎の魅力を発信している。

⑨ 知名度・プレゼンス⁵が高まった川崎

【概要】

本市は、開催都市に最も近い都市の一つであり、その立地の良さから国内外からの多くの人々が本市を訪れることが予想されます。この機会を捉え、海外メディアなどに高度な医療ニーズに対応した革新的な医薬品・医療機器の開発や、先端技術などといった本市の強みをアピールし、世界的な課題解決に貢献していくことが必要です。

このほか、交通・物流の利便性の高さや、豊富な文化芸術資源(ミュージア川崎シンフォニーホールや、2つの音楽大学など)、かわさきスポーツパートナー等の存在、水と緑の豊かな自然環境など、本市には積極的に活用すべきポテンシャルがあります。

こうしたことを通じて、国内外に本市のブランドイメージが浸透した状態としての「知名度・プレゼンスが高まった川崎」をレガシーとします。

【レガシーが形成された状態】

- ・ 川崎が、様々な分野におけるテクノロジー開発などで世界の最先端にあることが国内外で認知されている。
- ・ 川崎の魅力や特長が国内外で認知されている。

⁵ プレゼンス…存在感

8 パラムーブメントの推進に資する本市の取組

川崎市の計画には、市のめざす都市像やまちづくりの基本目標を定める、市政運営の礎となる「総合計画」を筆頭に、総合計画と密接に連動し、一体的に施策・事業を推進するために、複数の基本政策の領域に及ぶ横断的な課題解決するため、事業目標や取組内容を具体的に定める「**分野別横断計画**」、さらに、総合計画に位置付けられた政策・施策を効果的・効率的に推進するため、事業目標や取組内容を、総合計画よりも詳細に定める「**分野別計画**」、単独の事務事業を推進するために具体的な手順や方法等を示した「**個別計画**」があります。また、具体的な取組内容を位置付けていない、市が目指す理念、考え方を示した「**ビジョン、方針等**」があります。

かわさきパラムーブメント推進ビジョンは、この「**ビジョン、方針等**」に該当し、14 ページ「6 レガシーとその考え方(1)レガシーについて ウ レガシー形成の取組について」に記載のとおり、第 2 期推進ビジョンにおいては、「何(誰)がどのようなになったらレガシーが形成された理想と状態とするのか」までを明らかにし、その取組期間の中で、成果指標とその達成に向けた具体的な取組を検討することとしています。

一方で、この具体的な取組のほかに、総合計画第 2 期実施計画に基づく事務事業においてもパラムーブメントの推進に資する取組があることから、ここではそれを紹介します。

(1) 総括的な取組

取組	関連するレガシー
市民活動の場の構築	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨
東京 2020 大会という好機に、「いろんな個性」が集まる「みんなの違いを活かせるチーム」が、「やりたいこと×かわさきパラムーブメント」「やりたいこと×英国代表チーム事前キャンプ」をコンセプトにワークショップ等により、市民参加のプロジェクトを展開します。	
パラムーブメントのプロモーション	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨
かわさきパラムーブメントの理念浸透を図るために、戦略的な広報を展開するとともに、障害者スポーツや障害者アーツの体験イベントを実施します。	

(2) ひとつづくり

取組	関連するレガシー
関係団体との連携による各種ボランティア講座の開催	② ④ ⑤ ⑥
かわさき市民活動センター、川崎市社会福祉協議会、各区社会福祉協議会、川崎市国際交流協会等との連携により、さまざまな分野のボランティア講座を開催します。	
障害者の地域活動の参加促進	② ④ ⑤ ⑥
地域での体験活動や交流等の学習機会を提供することを通して、障害のある方の社会参加促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき共に生きる地域社会の実現を目指す「障がい者社会参加学習活動」を実施する際に、ボランティアとの協働による運営を図ります。	

取組	関連するレガシー
スポーツイベント等におけるボランティアの活用	② ④ ⑤ ⑥
多摩川ランフェスタ等の市主催の定期的なスポーツイベントにおいてボランティアを募集し、東京2020大会に向けたボランティアの発掘・育成の機会とします。	
地域のイベント等におけるボランティアの活用	② ④ ⑤ ⑥
地域のイベント等において、福祉団体等の参加による地域福祉の普及啓発や連携強化に取り組みます。	
事前キャンプ受け入れに向けたボランティアの育成	② ④ ⑤ ⑥
市内中学校、高校、大学等との連携により、英国陸上チームの事前キャンプ受け入れに向けて、各種団体等との連携によるボランティアの募集とボランティア研修を実施します。	
外国人を対象とした地域人材等の育成	② ⑥
日本語を母語としない児童・生徒への学習支援を市民団体が主体となって実施します。	
障害者の就労促進の取組	② ⑦
障害があっても働く意欲を実現できる、自立と共生の社会をめざし、企業・当事者・社会全体にアプローチする事業として、協力企業及び支援機関とともに、勤務時間や就労形態の工夫など、障害のある方それぞれの状況に応じた働き方が可能となるよう実践的な取組を進めます。また、ピープルデザイン研究所との連携により、川崎フロンターレホームゲームや市内スポーツイベント、映画、音楽イベントなどで、福祉事業所に通う障害のある方の就労体験等を実施します。	
地域包括ケアシステムと連携した取組の推進	② ⑥
地域包括ケアシステムにおける地域での支え合いのしくみづくりやセルフケア意識の醸成の取組と連携して、パラムーブメントの理念浸透に取り組みます。	
障害者のスポーツへの参加促進	② ④
多摩川ランフェスタ等、障害の有無に関わらず参加できるスポーツイベントや、同時開催による障害者スポーツ体験を実施します。	
障害者の文化芸術活動への参加促進	② ⑤
障害などの有無にかかわらず誰もが文化芸術に親しんでいるまちづくりに向けて、全市のパラアート活動への支援と協力の基盤として、パラアート・プラットフォームの構築や、ネットワークの構築のための公募型事業など実施するほか、市内障害者アーティストによる美術展示会をはじめとする芸術作品の展示、宮前区の「しあわせを呼ぶコンサート」などの舞台芸術の活動も積極的に支援していきます。	
性的マイノリティに関する意識普及活動	②
オリンピック憲章に定めるオリンピズムの根本原則6において、性的指向による差別を禁じていることも踏まえ、川崎市内権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」や九都県市共通メッセージ「あなたはあなたのままでいい ～Just the Way You Are～」に基づき、映画上映会や人権ブース出展などの性的マイノリティに関する意識普及活動等を実施し、市民や企業に対して正しい理解や相互の尊重を促します。	
英国ホストタウンの取組	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨
本市で事前キャンプを行う英国オリンピック委員会への協力を契機として英国とスポーツ、文化、教育、産業など幅広い分野での交流事業を実施します。また、これらの取組については国が進める「ホストタウン」及び「共生社会ホストタウン」を活用します。	

(3) スポーツ振興・健康づくり

取組	関連するレガシー
市障害者スポーツ協会、市障がい者スポーツ指導者協議会との連携	② ④
障害者スポーツの普及・推進と障害者の心身の健康増進及び社会参加の推進に取り組むとともに、障害者スポーツの普及振興や指導者養成に取り組めます。	
各区スポーツセンター等における障害者スポーツの取組の推進	② ④
障害のある方が身近な地域でスポーツに親しめる環境づくりを進めていくため、各区スポーツセンターにおいて、障害者に障害者スポーツを楽しんでもらう「障害者スポーツデー」をはじめ、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、障害者スポーツ体験イベント・教室を開催します。	
市民参加のスポーツイベントの開催	④
地域人材であるスポーツ推進委員と連携・協力し、各区における地域の特色を活かしたスポーツイベントなど、市民が気軽に参加することができるスポーツイベントを開催します。	
障害者アスリートの施設利用	② ④
障害者スポーツの普及促進や障害者アスリートの競技力向上を図るため、等々力陸上競技場の施設提供や、民間企業との協定に基づき、障害者アスリートの施設利用を促進します。	
かわさきインクルージョン事業の実施	② ④
地域の課題に対応しながら、誰もがスポーツに楽しめる環境づくりに向けて、子どもから大人まで楽しめるスポーツイベントや障害に対する意識啓発、理解促進のための講習会などに取り組めます。	
障害者スポーツ体験講座（パラスポーツやってみるキャラバン）の実施	② ④
市内小中学生に障害者スポーツの魅力を伝える体験講座「パラスポーツやってみるキャラバン」を実施します。あわせて、地域の寺子屋等でも体験講座を実施します。	
地域でのスポーツイベント等における障害者スポーツの体験	② ④
障害者スポーツの普及と障害への理解を深めることを目的に、スポーツイベントをはじめとする地域のイベントにおいて、障害者スポーツの体験会を実施します。	
全国規模の障害者スポーツ大会の誘致・開催	② ④
障害者スポーツの魅力を知らってもらうため、「日本アンパティサッカー選手権」をはじめ、「ブラインドサッカークラブチーム選手権」、「ジャパンデフバレーボールカップ」などを誘致・開催し、障害者スポーツを観戦できる機会の充実を図ります。	
市障害者スポーツ大会、市身体障害者球技大会、スポーツ教室の開催	④
市障害者スポーツ協会と連携し、障害者スポーツの推進と社会参加や障害者同士の交流を目的とする市障害者スポーツ大会（水泳、陸上、フライングディスク、アーチェリー、ボウリング、卓球）や種目別の球技大会を開催します。また障害者のスポーツライフを支えるため、スポーツ教室や体験教室、レクリエーション教室等を開催します。	
障害のある方も参加できるスポーツ広場の定期開催	④
障害のある方の運動機会拡充に向けて、富士通スタジアム川崎等を会場として「誰でもスポーツ広場」を定期的に開催します。	

取組	関連するレガシー
障害者スポーツを地域で支える指導者や支援者の育成	② ④
障害者スポーツの普及に向けて、市障がい者スポーツ指導者協議会等と連携して、講習会の開催などにより指導者の育成と資質向上を図ります。	
次世代アスリートの強化・育成支援	④
潜在能力のある次世代アスリートを発掘し、県・関東・全国レベルの競技大会で活躍できるよう、市内の種目別競技団体が行うジュニア選手の強化・育成事業に対して支援を行います。	
スポーツ教室及び市民参加のスポーツイベントの実施	④ ⑥
本市を拠点に活動するプロチーム・実業団チームに所属する選手やコーチを講師として招き、小中学生を対象としたスポーツ教室を実施します。また、多摩川ランフェスタや各区における地域の特色を活かしたスポーツイベントなど、市民が気軽に参加することができるスポーツイベントを開催します。また、それらの活動を推進するため、地域人材であるスポーツ推進委員と連携・協力します。	
地域の関係団体等と連携した地域の健康づくり、介護予防の促進	④ ⑥
高齢者の健康維持、社会参加、生きがいづくりのため、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に選手を派遣します。また、各区では地域資源を活かした特色ある事業を通じて、幅広い世代の交流を促しつつ、生涯に渡る健康づくりを進めます。	
英国事前キャンプ等への対応	④ ⑨
英国の事前キャンプの受け入れに向けて、JOCによるコーディネーターや助言に基づき、等々力陸上競技場及び補助競技場について、事前キャンプの円滑な運営のほか、国際大会の開催にも対応できる施設の充実について取組を進めます。	
JOC加盟団体への施設提供	④ ⑨
等々力陸上競技場をはじめとする市内施設を国内競技団体の練習会場として提供します。また、川崎マリエンについては、ビーチバレーボール選手強化を支援する「JOC競技強化センター」として施設を提供します。	
オリンピック・パラリンピアンへの派遣によるスポーツ教室の実施	② ④
JOCパートナー都市協定に基づき、大規模スポーツ大会のサブイベント等において、オリンピックを招いたスポーツ教室や体験会を実施します。	

(4) まちづくり

取組	関連するレガシー
UDタクシーの普及や利用環境の整備	③ ⑧
誰でも利用可能な“みんな”にやさしいUDタクシーの導入補助を行うとともに、UDタクシーに対応した乗り場の整備を進めます。	
バス車内表示器等による多言語案内	③ ⑧
市バス全路線において、多言語による車内停留所案内を行います。また、タブレット型停留所運行情報表示器を英語表示に対応します。	
公共サインの整備に関するガイドラインによる取組の推進	③ ⑧
平成 27(2015) 年度に取りまとめた「誰もが分かりやすい公共サイン整備に関するガイドライン」により、多言語に対応した案内サインの充実など本市の魅力や住む人・訪れる人の利便性の向上につながる取組を推進します	
観光施設や防災施設等の案内表示板の多言語表記	③ ⑧
市内観光施設等の案内表示板の多言語化を進めるとともに、津波避難施設入口の標識や一時滞在施設や広域避難所への誘導サイン等についても多言語化を進めます。災害発生時に多くの帰宅困難者の発生が予想される川崎駅については、川崎アゼリアの防災機能の強化を目的としたデジタルサイネージを設置し、4か国語による情報発信を行います。	
駅・道路などにおけるバリアフリー化の推進	③ ⑧
市内 19 地区におけるバリアフリー基本構想等に基づき、視覚障害者誘導用ブロックの設置や歩道の勾配の改善など鉄道駅及びその周辺地域のバリアフリー化を重点的に進めます。平成 27(2015)年の川崎駅周辺地区に続き、平成 28 年(2016)年度は溝口駅周辺、平成 29(2017)年度は武蔵小杉駅周辺のバリアフリー基本構想を改定し、バリアフリー化に取り組みます。	
公共的施設のバリアフリー化の促進	③ ⑧
福祉のまちづくり条例に基づき、不特定多数が利用する公共的施設の新築、増改築等を行う場合に事前協議を義務付け、バリアフリー化を促進します。公園等の改修時においては、地域住民とのワークショップにより誰もが利用しやすく、地域の魅力向上につながる設計を実施します。バリアフリー化の不十分な庁舎については、その改善に計画的に取り組みます。	
スポーツ施設のバリアフリー化の推進	③ ⑧
平成 27(2015)年度までに実施した市内スポーツセンターの現地調査に基づき、平成 28 年(2016)年度から3か年でとどろきアリーナ及びスポーツセンターにおいて、バリアフリー化工事及びトイレの洋式化など優先度の高い施設や項目についてのバリアフリー化を進めます。	
すべての人に配慮した行政サービスの提供	② ③
すべての人に配慮したやさしい市役所をめざし、市民にとって最も身近な行政機関である区役所窓口を中心に、IT 機器も活用しながら、外国人や耳の不自由な方なども円滑にコミュニケーションを図れるようにする取組を進めます。また、市が発行する広報物においても「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づく対応を進めるほか、特に防災など安全安心に関わる分野については、外国人が多いといった特性がある地域においては、多言語対応をより積極的に実施するなど、その特性に応じた取組を進めます。	

(5) 都市の魅力向上

取組	関連するレガシー
「かわさき きたテラス」における魅力発信の取組の展開	③ ⑧
平成 30(2018)年 2 月に開設した川崎駅北口行政サービス施設「かわさき きたテラス」において、多言語による観光案内や、さまざまな手法による魅力発信の取組を展開します。	
市内施設の回遊性の向上	④ ⑧
市内博物館・美術館の共通利用券や生田緑地 4 館（日本民家園・かわさき宙と緑の科学館・岡本太郎美術館、藤子・F・不二雄ミュージアム）の連携によるスタンプラリーの実施等により施設間の回遊性の向上を図ります。	
他都市等と連携した観光振興策の推進	⑧
九都県市等他都市との連携により、首都圏の魅力ある周遊ルートの設定や、近隣美術館や博物館との共通割引の実施等に向けた検討を行います。	
観光ツアー商品の開発に向けた PR	⑧
産業観光、生田緑地、各種イベントなど、本市の観光資源の PR やモデルコースの提案を民間事業者に行い、ツアーの開発を促進します。	
Wi-Fi 環境の充実	⑧
民間事業者との連携などにより、「かわさき Wi-Fi」の取組を進め、市内の Wi-Fi 利用エリアを拡大するとともに、利用者の利便性を考慮して、日本語を含めた英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語など 11 言語に対応した Wi-Fi 接続アプリを活用して接続の簡略化を図ります。	
国内外旅行博でのセールス展開	⑧
市観光協会と共同で国内のトラベルマート等に参加するとともに、国外で開催される旅行博へ参加し、セールスを展開します。	
多言語対応による情報発信や施設案内	③ ⑧
ホームページの多言語対応を推進するとともに、市観光協会との連携により、多言語版観光ガイドブックの発行や多言語版観光ホームページを運営します。また、藤子・F・不二雄ミュージアム等各観光施設において、多言語による情報発信や音声ガイドの導入促進を図ります。	
ホテルシップ等の誘致に向けた取組の推進	⑧
平成 32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、川崎港へのホテルシップ等の誘致に向けた取り組みを推進するとともに、ホテルシップを契機としたクルーズ船誘致に必要な検討を進めます。	
民間事業者と連携したインバウンドに関する取組の推進	⑧
本市と協定を締結した(株)ぐるなびや日本観光振興協会のほか、宿泊施設、鉄道事業者、飲食店等と連携し、セミナーや旅行商品の開発等インバウンド誘客のための取組を行います。	
オリンピック・パラリンピックをテーマとした企画の実施	② ⑤
ミュゼ川崎シンフォニーホールや岡本太郎美術館などの文化芸術施設において、オリンピックやパラリンピックに関連したテーマでかつ、多様性と社会的包摂につながる魅力ある企画を実施します。	

取組	関連するレガシー
多様な主体による文化プログラムの実施	⑤ ⑨
多様な主体との連携・協力を広げ、「かわさきジャズ」「アジア交流音楽祭」を開催し、川崎の魅力を発信すると同時に誰もが気軽に音楽に親しめる環境づくりを推進します。また、障害の有無にかかわらず映画に親しむことができるよう「KAWASAKI しんゆり映画祭」では多様なバリアフリープログラムを設定し、上映するほか、川崎市北部地域の文化芸術施設や関係機関の個々の特性を活かし文化芸術を活かしたまちづくりを推進するため、川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）を実施します。	
パラアートの推進	② ⑤
障害の有無にかかわらず文化芸術に取組める環境づくりを進めるため公募型事業の実施やパラアートプラットフォームの構築など、パラアート推進に向けた取組を進めます。また、フランチャイズオーケストラ等と連携し、障害者との音楽ワークショップのほか、小劇場にてデフシアターなど、障害者へ配慮した劇団との提携公演、映像館でのバリアフリー上映及びフレンドリー上映など、文化施設やイベント等でのバリアフリープログラムを進めます。	
民間事業者と連携した都市イメージ向上やシビックプライド醸成に関する取組の推進	⑧
都市イメージの向上やシビックプライドの醸成につながる事業を民間から広く募集し、市が選定・支援する「都市ブランド推進事業」において、「かわさきパラムーブメント」をテーマとして設定し、多様な主体との連携を活用して取組を推進します。	

(6) 先進的な課題解決モデルの発信

取組	関連するレガシー
ICTを活用した快適で利便性の高いまちづくりの推進	③ ⑧
民間事業者と連携した Wi-Fi 利用エリアの拡大による市内インターネット利用環境の向上、必要な情報を必要なタイミングで提供するスマートフォンアプリケーション「かわさきアプリ」を活用した効果的な情報発信、デジタルサイネージの導入などにより、快適で利便性の高いまちづくりに向けた取組を進めます。	
小型家電リサイクルに係る「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の協力	④ ⑥
小型家電リサイクル由来の貴金属を用いて入賞メダルを作製するプロジェクトに参加し、市内全25箇所の小型家電回収ボックスで回収の協力を行うことで、小型家電リサイクル制度の普及と回収量の向上を図ります。	
スマートシティの推進	⑨
低炭素で持続可能な社会の構築に向け、多様な主体と連携しながら、より一層のエネルギーの効率的利用や、市民生活等の利便性・快適性の向上、安全・安心の確保を図るスマートシティの取組を推進します。	

取組	関連するレガシー
福祉製品、サービスの開発企業との連携	③ ⑨
<p>第2期川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画に基づき、ウェルフェアイノベーションフォーラムの体制を活用して、地域包括ケアやかわさきパラムーブメントに寄与する、新たな製品・サービスの創出、活用、活用によって生まれる価値の蓄積による新たな社会モデルの創造・発信に向けた取組を進めます。</p>	
環境先進都市としての特徴と強みを活かした国際社会への貢献	⑨
<p>川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や公害を克服する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を作り出すとともに、こうした技術を海外に技術移転することによる国際社会への貢献をめざすグリーンイノベーションの取組を推進します。</p>	
水素関連技術の普及促進	⑨
<p>水素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーと水素を用いた自立型エネルギー供給システム共同実証事業や使用済プラスチックから製造した水素をパイプラインで輸送し、純水素型燃料電池で利用する技術実証などさまざまなリーディングプロジェクトを実施するとともに、国や関係自治体・企業等多様な主体との連携により新たな水素プロジェクトを創出し、推進します。</p>	
世界の水と衛生、環境問題解決への貢献を目指した、下水道技術の発信	⑨
<p>海外からの研修生・視察者を積極的に受け入れ、川崎市の下水道がこれまでに果たしてきた社会的役割、水環境や地球環境改善に向けて導入してきた最先端の下水処理技術を発信することにより、世界の水と衛生、環境問題の解決へ貢献します。</p>	
殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）の形成	⑨
<p>アルツハイマー病、難治がん、脊椎損傷の治療法、最先端医療ロボットなどの革新的な医薬品・医療機器の開発や製造により、世界が直面している、超高齢社会等の課題解決に貢献するとともに、新産業を創出する拠点形成に取り組み、ライフイノベーションを推進します。</p>	
環境配慮型社会の実現に向けた情報発信	⑨
<p>地球温暖化や再生可能エネルギー、ごみなどの資源循環について、楽しく学ぶことができるかわさきエコ暮らし未来館や王禅寺エコ暮らし環境館などにより、環境配慮型社会の実現に向けた情報発信の取組を進めます。情報発信にあたっては、CCかわさきエネルギーパーク施設と連携するとともに、展示の英語表記やパンフレットの多言語化を検討します。</p>	
地球環境に配慮した下水道	⑨
<p>下水道施設の特性を活かした再生可能エネルギーを創出する設備の導入による創エネ化や、設備の更新に合わせた高効率機器の導入などによる省エネ化、施設の再構築や更新、改造に併せたエネルギーポテンシャルの有効活用や温室効果ガス排出量の削減により、地球温暖化対策を推進します。</p>	

9 資料編

(1) 検討体制

かわさきパラムーブメント推進本部会議(設置要綱等は 34 ページのとおり)

2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議(設置要綱等は 37 ページのとおり)

(2) 検討経過

平成 29(2018)年

5月15日	第1回東京2020オリンピック・パラリンピックかわさきプロジェクト推進本部会議幹事会
5月23日	第1回かわさきパラムーブメント推進本部会議
7月7日	第1回かわさきパラムーブメント推進本部会議幹事会
7月18日	第2回かわさきパラムーブメント推進本部会議
8月4日	第1回2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議
8月22日	第2回かわさきパラムーブメント推進本部会議幹事会
8月29日	「基本的な考え方」 文教委員会報告
9月5日	第3回かわさきパラムーブメント推進本部会議
10月5~7日	パラムーブメントに関する庁内ヒアリング(簡易ワークショップ)
11月8日	第3回かわさきパラムーブメント推進本部会議幹事会
11月14日	第4回かわさきパラムーブメント推進本部会議
11月16日	「検討状況について」 文教委員会報告
11月30日	第2回2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議
12月7日	レガシーに関する庁内ワークショップ

平成 30(2018)年

1月11日	第4回かわさきパラムーブメント推進本部会議幹事会
1月23日	かわさきパラムーブメント推進本部会議
1月25日	「素案」 文教委員会報告

かわさきパラムーブメント推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 かわさきパラムーブメント推進ビジョン（以下「ビジョン」という。）に基づき2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の成功に向け、関係都市等と連携・協力するとともに、大会を契機として本市のスポーツ、文化や経済の振興などを通じて誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、かわさきパラムーブメント推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ビジョンに関すること。
- (2) 大会の円滑な開催の協力に関すること。
- (3) 前各号に掲げるほか、かわさきパラムーブメント又は大会に関連する施策の推進に関すること。

(組織等)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長及び副本部長は、それぞれ市長及び副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、本部長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- 5 本部員は、別表1に掲げるものをもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会等)

第5条 推進本部を補佐するため、推進本部に幹事会を置く。また、第2条に定める事項を検討するため、必要に応じて推進本部にプロジェクト会議を置くことができる。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、幹事長が必要と認めるときは、他の者を追加することができる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会議を主宰する。
- 4 幹事長は、必要に応じて、幹事以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 プロジェクト会議は、本部員が協議して設置し、所掌事務、構成員その他運営に関する事項を別に定める。

(ワーキング)

第6条 幹事長は、第2条に定める事項を具体的に検討するため、必要に応じて、検討事

項に関係する課長級職員をもって構成するワーキングを置くことができる。

- 2 ワーキングに座長を置き、市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室担当課長をもって充てる。
- 3 ワーキングは、座長が招集し、会議を主宰する。
- 4 幹事長は、ワーキング相互の調整を行うため、各ワーキングの座長に対して、合同ワーキングの開催を求めることができる。
- 5 所掌事務、構成員その他ワーキングの運営に関する事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部員

総務企画局長 財政局長 市民文化局長 経済労働局長 環境局長 健康福祉局長 こども未来局長 まちづくり局長 建設緑政局長 港湾局長 臨海部国際戦略本部長 市民オンブズマン事務局長 会計管理者 川崎区長 幸区長 中原区長 高津区長 宮前区長 多摩区長 麻生区長 上下水道事業管理者 交通局長 病院事業管理者 病院局長 消防局長 教育長 教育委員会事務局教育次長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 人事委員会事務局長 議会局長

別表第2（第5条関係）

幹事長	オリンピック・パラリンピック推進室長
副幹事長	コミュニティ推進部長、市民スポーツ室長、市民文化振興室長、障害保健福祉部長、学校教育部長
幹事	各局区室企画主管、企画調整課長、行政改革マネジメント推進室担当課長、財政課担当課長

2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた
かわさきプロジェクト外部連携会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、誰もが暮らしやすく、多様な主体の協働による新しい社会の構築をめざす「かわさきパラムーブメント」の基本理念の具現化にあたり、次に掲げる事項について、会議委員の意見を求める。

- (1) スポーツ・健康
- (2) ダイバーシティ（多様性）
- (3) 文化
- (4) 地域活動・ボランティア
- (5) 社会・経済
- (6) エンターテインメント
- (7) 福祉
- (8) おもてなし
- (9) その他、市の発展に資する事柄

(会議の構成者)

第3条 会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 市民

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、平成27年10月1日から平成33年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

めざせ！やさしさ日本代表！

みんなの違いを活かせるチーム。

障がい、年齢、人種やLGBT

いろんな個性をチャンスにしよう。

川崎らしく、力強く。

未来を変えていく力は

私たちの中にある。



かわさきパラムーブメント

「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン(素案)」に関する意見募集

かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンは、第1期推進ビジョンの取組を踏まえつつ、オリンピック・パラリンピックの持つ価値を最大限に活用することを前提に、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて、策定を進めています。何のためにパラムーブメントを推進するのかという「目指すもの」と、その実現に向けた基本的な考え方としての「理念」、さらに未来へと遺していく「レガシー」を明確にして市民と共有し、そのための取組をかわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンにより計画的に進めてまいります。

このたび、検討段階で市民の皆様からいただいた御意見を踏まえて『かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン(素案)』をとりまとめましたので、広く市民の皆様御意見を募集します。

1 意見募集の期間

平成30年1月30日(火)から平成30年2月28日(水)

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、期間内の午前8時30分から午後5時15分までにお持ち下さい。

但し、土日祝日は除きます。

2 資料の閲覧場所

- (1) 市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室(川崎フロンティアビル9階)
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (3) 情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)
- (4) 市ホームページ

3 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、市ホームページのフォームメールにて御意見をお寄せください。御意見には、題名、氏名及び連絡先(電話番号、メールアドレス又は住所)を記入(書式は自由)してください。

- (1) 郵送・持参

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル9階

川崎市市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室

- (2) FAX

044-200-3599(市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室)

- (3) ホームページ

市ホームページのパブリックコメント専用ページから送信

4 その他

※意見書の氏名及び連絡先は、意見内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。

※お寄せいただいた御意見に対して個別には回答しませんが、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市のホームページ等で公表します。

【問合せ先】

川崎市役所

市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室

電話：044-200-2347 FAX：044-200-3599